第18回
定時株主総会招集ご通知

開催日時

2026年11月30日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
住友不動産新宿南口ビル
ベルサール新宿南口４階
Room１＋２

決議事項

議案　取締役６名選任の件

株式会社ＩＮＧＳ

証券コード：245A

証券コード：245A
2026年11月13日
（電子提供措置の開始日）2026年11月６日

株主各位

東京都新宿区新宿六丁目28番８号
ラ・ベルティ新宿３階
株式会社ＩＮＧＳ
代表取締役社長 青柳 誠希

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の３の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえご確認くださいますようお願い申し上げます。

　当社ウェブサイト　https://ingsinc.co.jp

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、右上メニュータブ「ＩＲ情報」「ＩＲライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

　電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄より閲覧くださいますようお願い申し上げます。

　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申し上げます。議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第18回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2026年11月27日（金曜日）午後６時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1．日　　時　2026年11月30日（月曜日）午前10時00分（受付開始　午前９時30分）

2．場　　所　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
住友不動産新宿南口ビル
ベルサール新宿南口４階 Room１＋２

3．目的事項

報告事項　第18期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

議　案　取締役６名選任の件

4．議決権の行使についてのご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年11月27日（金曜日）午後６時30分までに到着するようご返送ください。議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日、ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://ingsinc.co.jp）及び東京証券取引所ウェブサイト（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



○郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限　2026年11月27日（金曜日）午後６時30分必着



○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限　2026年11月27日（金曜日）午後６時30分まで



○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限　2026年11月27日（金曜日）午後６時30分まで

当日ご出席される場合



○株主総会への出席

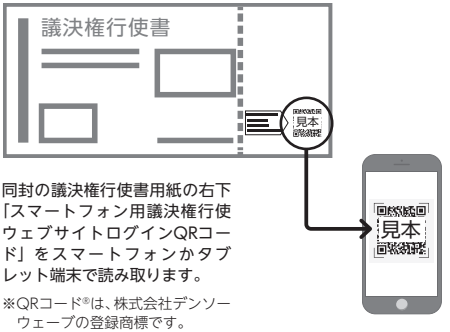
当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会日時　2026年11月30日（月曜日）午前10時開催

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使について

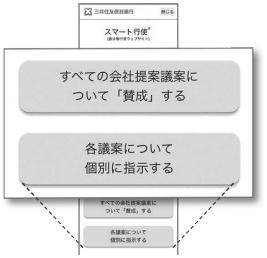
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



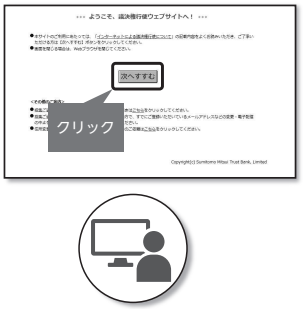
「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net



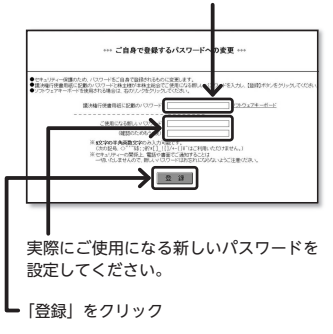
②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間　午前９時～午後９時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　取締役６名選任の件

当社の以下の取締役６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお諮りするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	青柳　誠希（あおやぎ　まさき） （1984年４月13日） 再任	2009年３月　当社 設立 代表取締役社長 就任（現任） 2018年10月　㈱キャンディーBOX 代表取締役 就任 2019年４月　㈱MAcompany 設立 代表取締役 就任（現任） （重要な兼職状況） ㈱MAcompany 代表取締役	460,200株
2	持木　惣（もちき　そう） （1984年７月28日） 再任	2007年４月　㈱大黒屋 入社 2009年４月　当社 入社 2019年３月　当社 取締役 レストラン事業部長 就任（現任） 2020年12月　㈱キャンディーBOX 取締役 就任	－
3	塚本　一宏（つかもと　かずひろ） （1984年６月８日） 再任	2007年４月　㈱東栄住宅 入社 2012年４月　エスティーヌ㈱ 入社 2014年２月　ヒューメンタッチ㈱ 入社 2014年７月　当社 入社 2019年３月　当社 取締役 ラーメン事業部長 就任（現任）	－
4	石井　丈章（いしい　たけあき） （1984年４月13日） 再任	2007年４月　㈱大塚商会 入社 2009年12月　㈱エコロジーホーム 入社 2017年９月　当社 入社 2019年１月　当社 管理部長 就任 2020年９月　当社 取締役 管理部長 就任 2021年８月　当社 取締役 総務部長 就任（現任） 2022年９月　アイ・プロスパ㈱ 取締役（現任） 2026年５月　当社 取締役 経営管理部長 就任（現任） （重要な兼職状況） アイ・プロスパ㈱ 取締役	4,420株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	磯野（いその） 勇（ゆう） （1988年３月14日） 再任	2010年４月　㈱アロウズ 入社 2011年12月　㈱YS NET 入社 2013年４月　当社 入社 2017年９月　プルデンシャル生命保険㈱ 入社 2018年10月　当社 入社 2020年９月　当社 取締役 人事部長 就任（現任）、内部監査室長 就任（現任）	－
6	大森（おおもり） 彩香（さやか） （1978年９月28日） 再任 社外 独立	2006年10月　弁護士登録 2006年10月　三宅・今井・池田法律事務所 入所 2008年10月　ウィザーズ総合法律事務所 入所 2009年６月　クルーズ㈱ 社外監査役 就任 2011年９月　濱田法律事務所 入所 2012年１月　公益財団法人日本数学検定協会 監事 就任（現任） 2019年12月　㈱スマサポ 社外監査役 就任（現任） 2021年４月　当社 取締役 就任（現任） 2024年４月　大森法律事務所 設立 所長 就任（現任） （重要な兼職の状況） 公益財団法人日本数学検定協会 監事 ㈱スマサポ 社外監査役 大森法律事務所 所長	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大森彩香氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士であり、その専門的見地を活かし、法律面や経営リスク及びコンプライアンスについての有用な助言を求めることができるものと期待したためです。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

（注）１．各候補者の所有する株式数は当事業年度末（2026年８月末）現在の株式数を記載しております。
２．候補者青柳誠希氏は、当社の親会社等であります。
３．候補者石井丈章氏は、アイ・プロスパ株式会社の取締役を兼務しており、 当社は同社との間で賃貸借契約を締結しております。なお、その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
４．大森彩香氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定

めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員となる予定です。

5．大森彩香氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって５年７か月となります。

6．当社と大森彩香氏とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

7．当社は、取締役候補者を含む役員全員を対象として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不法行為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、原案どおり選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

事 業 報 告

2025年９月１日から
2026年８月31日まで

１．会社の現況

（１）当事業年度の事業の状況

当事業年度(2025年９月１日から2026年８月31日まで)におけるわが国経済は、物価上昇による個人消費への下押し圧力や、米国の関税政策、中東情勢等を背景とした海外経済の不確実性がみられたものの、雇用・所得環境の改善、堅調な企業収益を背景とした設備投資及びインバウンド需要等に支えられ、全体として緩やかな回復基調で推移しております。一方、食料品、原材料及びエネルギー価格の高騰、人手不足に伴う人件費の増加等により、先行きは引き続き不透明な状況が続いております。

当社が属する外食業界におきましては、インバウンド需要等を背景に、客数が増加傾向となった一方で、物価上昇に伴う消費者の節約志向の高まり及び一部の国からの訪日客の減少により、客数の伸びにはばらつきがみられました。また、食材価格、光熱費、物流費及び人件費の上昇に加え、慢性的な人手不足が継続しており、外食事業者を取り巻く収益環境は引き続き厳しい状況となっております。このような状況の下、当社はメニュー及びレシピの変更、価格及び店舗運営におけるオペレーションの見直し等の対応を図っております。

（ラーメン事業）

ラーメン事業におきましては、直営店では、「らぁ麺 はやし田」品川港南口店、上野御徒町店及び仙台駅前店、「日本油党」新宿東南口支部、新橋支部及び北千住支部、「横浜家系ラーメン みどり」笹塚店、仙台広瀬通り店及び武蔵村山店、新ブランドとなる「元祖焼豚センター うる寅商店」横浜店、渋谷店及び松戸主水店の合計12店舗を新規出店いたしました。一方、「らぁ麺 鳳仙花」横浜店、「スタミナラーメン 鬼山」渋谷店、郊外型・ロードサイド店舗の「はやし田」武蔵村山店及び松戸主水店を閉店し、これらを「元祖焼豚センター うる寅商店」または「横浜家系ラーメン みどり」にブランド変更いたしました。この結果、当事業年度末の店舗数は46店舗となりました。引き続き「らぁ麺 はやし田」を中心に新規出店を進める一方、地域の商圏環境等を考慮し、その他のブランドにおいても複数出店をしてまいります。

その他の取り組みといたしましては、売上高対策として、Uber Eatsを始めとしたデリバリー商品の販売価格を店頭と同一価格とし、需要の獲得を積極的に図っております。このような中、既存店売上高は前年同期比で105.0％となりました。

プロデュース店では、既存オーナーによる増店もあり、15店舗が新規出店しておりますが、運営会社側の人員不足、業績不振等を背景に、11店舗が減少(直営店への切り替え含

む。)し、合計73店舗となりました。
　この結果、ラーメン事業の売上高は5,087,448千円（前年同期比24.6％増)、セグメント利益は444,924千円（前年同期比16.0％増）となりました。

（レストラン事業)
　レストラン事業におきましては、直営店では、「ＣＯＮＡ」西新宿一丁目店、新宿東南口店及び横浜西口店の合計３店舗を新規出店し、「ＣＯＮＡ」は合計23店舗となりました。一方、「焼売のジョー」町田はなれ店及び横浜西口店を閉店し、そのうち、横浜西口店を「ＣＯＮＡ」にブランド変更し、「焼売のジョー」は合計11店舗、その他ブランドは合計３店舗となりました。この結果、当事業年度末の店舗数は37店舗となりました。
　その他の取り組みといたしましては、原価上昇の顕著な商品の入れ替え、仕入先の変更、レシピの変更等により原価コントロールし、これらのメニューやオペレーションのブラッシュアップを図っております。このような中、既存店売上高は前年同期比で106.4％となりました。
　ライセンス店では、「ＣＯＮＡ」が既存オーナーによる増店もあり、３店舗が新規出店した一方で、２店舗が減少し、合計28店舗となりました。また「焼売のジョー」は増減はなく、合計４店舗となっております。
　なお、2018年10月に株式会社キャンディーＢＯＸ全株式の取得、2021年８月の同社吸収合併に伴い、当社の販売費及び一般管理費としてのれん償却費及び無形資産償却費108,481千円を計上しております。
　この結果、レストラン事業の売上高は4,266,404千円（前年同期比16.9％増)、セグメント利益は173,117千円（前年同期比61.3％増）となりました。

（全社)
　上記の結果、当事業年度の業績は、売上高9,353,852千円（前年同期比21.0％増)、営業利益618,042千円（前年同期比25.9％増)、経常利益595,898千円（前年同期比32.4％増)、当期純利益390,016千円（前年同期比43.2％増）となりました。

（２）設備投資の状況
　当事業年度において当社は15店舗の新規出店を実施したこと等により、528,860千円の設備投資を実施いたしました。

（３）資金調達の状況
　当事業年度において当社は、店舗開設の設備資金等として、複数の金融機関より長期借入金450,000千円、社債にて100,000千円を調達いたしました。

（4）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

（5）他の会社の事業の譲受けの状況

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（6）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

（7）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

（8）対処すべき課題

外食機会の減少、類似業態の出現、安全に対する消費者意識の高まりなど外食産業を取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しております。当社では持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

① 既存店の収益の維持向上

当社のブランドイメージ、商品の評価、収益性を維持するため、日々品質の向上と、お客様を飽きさせない仕組みの構築は重要な課題だと考えております。そのような中、当社は仕入業者及び商品の精査と交渉、並びにオペレーションの改善及び見直しを常に行っております。また、定期的な新商品の入れ替えや、季節と行事ごとに限定商品の開発にも力を入れ、それらをアプリやSNS等を通じてお客様に効果的に周知させることにより、お客様が常に満足する商品提供や、機会提供に努めてまいります。

② 新規出店の継続と出店エリアの拡大について

当社の直営店では、ラーメン事業、レストラン事業共に、一都三県を中心に主として都市型店舗を展開し、プロデュース店及びライセンス店においては、一都三県においては直営店と共存しながら、地方も含め全国に店舗を拡大していく方針であります。その中で、今後長期的な出店計画の実現にあたっては、好立地、好条件な物件を見つけることは重要な課題だと考えております。そのため、当社では店舗開発に係る交流会の参加や、不動産業者に留まらず、より広範な業者や関係者と接点を築くことで、より多くの物件情報の獲得を図っております。また、街の特色に合わせてラーメン事業又はレストラン事業のどちらかを選択することによる、同じ街で当社が運営する複数ブランドの共存、並びに店舗規模の大小にも対応することによる新規出店、出店エリアの拡大に取り組んでまいります。

③ 衛生・品質管理の強化徹底

当社では、お客様に安心してご利用いただき、食中毒が発生しにくい安全な環境で安全な商品を提供するために、衛生マニュアルの運用及び遵守、定期的な外部検査機関による衛生検査と検便検査、マネージャーによる臨店検査及び覆面調査により、衛生・品質管理の強化に努めてまいります。また、プロデュース店及びライセンス店においても新規開店前に当社基準の衛生マニュアルの運用指導を行っており、ライセンス店は、当社同様に定期的な外部検査機関による衛生検査を実施しており、衛生・品質管理の強化に努めてまいります。

④ 接客レベルの維持向上

お客様満足度の維持向上及び再来店の動機づけとして、接客レベルの維持向上は重要な課題だと考えております。そのため当社では、同業他社、類似店舗の競争が激化する中において持続的に愛される店舗であるために、お客様目線の接客に重きを置いております。質が良く安定した接客を提供するため、それぞれの業態個別に接客マニュアルの冊子を作成し、統一したオペレーションを確立しております。また、自社内における評価として、マネージャーによる臨店検査を実施、外部からの評価として、一般消費者の覆面調査を実施し、それぞれの視点から、高品質な接客の維持向上に努めてまいります。

⑤ 人材採用と教育強化

今後の成長には優秀な人材の確保が重要であると考えております。中途採用だけではなく新卒採用にも積極的に取り組み、また、アルバイト従業員から正社員への登用やリファーラル採用（注）にも力を入れております。離職率の低減にも重きを置き、新入社員研修、新卒研修、階層別研修や店長会議、副店長会議の中にも学びの機会を増やし、従業員に「企業のために何をしてもらうか」ではなく「企業が従業員にどのような価値を与えられるか」という観点で、従業員満足度の維持向上に努めてまいります。全従業員の意見を収集し実態を確認するために、正社員・アルバイト従業員共に、年２回社内ＥＳ調査を実施し、その結果を基に労働環境改善や福利厚生の充実を図っております。

（注）リファーラル採用とは、紹介・推薦などの意味を持つ「リファラル」を由来としており、社員の人的ネットワークを通じて人材を採用する手法であります。

⑥ 経営管理体制の強化

お客様に安定してサービスを提供し、業容の拡大を図るためには、経営管理体制の強化は重要な課題だと考えております。そのため当社では、多様化するリスクを的確に把握し、事業規模に合わせ、管理部門の体制強化を図る等、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことで経営基盤を強化してまいります。

（9）財産及び損益の状況

区　　分	第15期 自 2022年9月1日 至 2023年8月31日	第16期 自 2023年9月1日 至 2024年8月31日	第17期 自 2024年9月1日 至 2025年8月31日	第18期（当事業年度） 自 2025年9月1日 至 2026年8月31日
売　上　高（千円）	5,261,600	6,418,581	7,732,630	9,353,852
経　常　利　益（千円）	265,855	425,890	449,930	595,898
当 期 純 利 益（千円）	68,223	285,899	272,387	390,016
1株当たり当期純利益（円）	34.11	142.95	110.25	154.66
総　資　産（千円）	2,892,593	3,451,074	4,563,617	5,219,036
純　資　産（千円）	484,355	770,254	1,960,414	2,354,592
1株当たり純資産（円）	242.18	385.13	778.59	932.42

（注）当社は、2024年6月18日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

（10）重要な親会社及び子会社の状況

当社の代表取締役社長である青柳誠希氏は、当社の親会社等に該当しております。当社は、金融機関からの借入金に対し、同氏より債務保証を受けております。

①取引にあたっての当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は、その取引が当社及び株主共同の利益を害することがないよう、原則として取締役会において、当該取引に関する取引理由、取引の必要性、取引条件及び取引の妥当性等を慎重に検討したうえで、取引の可否を決定しております。

②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払いはなく、取締役会は、親会社等との取引については上記①に記載の方法で決定しているため、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

③取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

上記の内容は、当事業年度末日現在で記載しております。

（11）主要な事業内容（2026年８月31日現在）

当社は、企業理念に「『幸せ』への挑戦～関わるすべての人と共に～」を掲げ、以下の事業を行っております。

① ラーメン事業

直営店の運営（直営店部門）及びプロデュース店へラーメン食材販売や店舗運営のノウハウ提供等（プロデュース部門）

② レストラン事業

直営店の運営（直営店部門）及びライセンス店へ「ＣＯＮＡ」及び「焼売のジョー」のライセンス貸与（ライセンス部門）

（12）主要な営業所及び工場（2026年８月31日現在）

名　称	所　在　地
本社	東京都
ラーメン事業直営店舗	東京都32店舗、神奈川県５店舗、埼玉県２店舗、 千葉県４店舗、大阪府１店舗、宮城県２店舗
レストラン事業直営店舗	東京都20店舗、神奈川県９店舗、埼玉県３店舗、 千葉県４店舗、大阪府１店舗

（13）使用人の状況（2026年８月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
396名（303名）	62名増（60名増）	30.3歳	3.3年

（注）１．使用人数は就業人数であり、臨時使用人数は（　）内に年間平均雇用人員（１日１人８時間換算）を外数で記載しております。

２．増員の主な理由は、新規出店等の事業拡大によるものであります。

（14）主要な借入先

借　　入　　先	借入金残高
株式会社きらぼし銀行	233,831千円
埼玉縣信用金庫	203,002千円
株式会社群馬銀行	159,044千円
株式会社日本政策金融公庫	141,906千円
株式会社第四北越銀行	122,452千円
株式会社みずほ銀行	115,837千円
株式会社りそな銀行	115,782千円
株式会社関西みらい銀行	98,333千円
株式会社徳島大正銀行	90,000千円
株式会社東和銀行	89,138千円
株式会社京葉銀行	50,419千円
株式会社武蔵野銀行	40,826千円
株式会社千葉銀行	37,490千円
日本生命保険相互会社	33,600千円
株式会社山梨中央銀行	20,810千円

（15）その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2026年８月31日現在）

（１）発行可能株式総数　8,000,000株

（２）発行済株式の総数　2,525,240株

（３）株主数　1,352名

（４）大株主

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
株式会社MAcompany	1,000,000 株	39.60 %
青柳 誠希	460,200 株	18.22 %
小島 直人	243,000 株	9.62 %
渡辺 毅	119,100 株	4.72 %
野村信託銀行株式会社(投信口)	98,200 株	3.89 %
野村證券株式会社	91,600 株	3.63 %
三菱ＵＦＪｅスマート証券株式会社	69,700 株	2.76 %
ＭＳＩＰ　ＣＬＩＥＮＴ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	31,600 株	1.25 %
株式会社菅野製麺所	23,320 株	0.92 %
下遠野 亘	20,000 株	0.79 %
有限会社和光	20,000 株	0.79 %

（注）発行済株式総数に対する持株比率の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

2021年７月18日開催の取締役会決議時による新株予約権（第１回新株予約権）

① 新株予約権の数
3,073個

② 目的となる株式の種類及び数
普通株式61,460株（新株予約権１個につき20株）
（注）2024年５月20日開催の取締役会決議により、2024年６月18日付で１株を20株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が3,073株から61,460株に変更になっております。

③ 新株予約権の払込金額
無償

④ 新株予約権の行使価額
567円

⑤ 新株予約権の行使期間
2023年８月１日から2031年７月16日まで

⑥ 新株予約権の行使条件
ａ．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
ｂ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
ｃ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
ｄ．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

e．新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に新規株式公開される日（以下、「上場日」という）後、次の各号に掲げる期間（ただし、新株予約権の行使期間中に限る）、本新株予約権をすでに行使した本新株予約権を含めて、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる（この場合において、係る割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき、１個未満の端数が生ずる場合には、係る端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする）。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

イ：上場日から１年間
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の３分の１

ロ：上場日から１年を経過した日から１年間
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の３分の２

ハ：上場日から２年を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

⑦ 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	個　数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く。）	1,609個	32,180株	４名

（注）社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（３）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．取締役及び監査役の状況（2026年８月31日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の内容
青柳　誠希	代表取締役社長	㈱MAcompany 代表取締役
持木　　惣	取締役レストラン事業部長	―
塚本　一宏	取締役ラーメン事業部長	―
石井　丈章	取締役総務部長、経営管理部長	アイ・プロスパ㈱ 取締役
磯野　　勇	取締役人事部長、内部監査室長	―
大森　彩香	取締役	大森法律事務所 所長、公益財団法人日本数学検定協会 監事、㈱スマサポ 社外監査役
齋川　貞夫	常勤監査役	―
髙橋　篤史	非常勤監査役	有限責任パートナーズ綜合監査法人 最高経営責任者・パートナー、電気興業㈱ 社外取締役、㈱あつまる 社外取締役
藤原　英理	非常勤監査役	あおば社会保険労務士法人 代表社員、㈱松屋フーズホールディングス 社外取締役、㈱ PEGASUS HOLDINGS 社外監査役

（注）１．大森彩香氏は、社外取締役であります。
２．齋川貞夫氏、髙橋篤史氏、藤原英理氏は、社外監査役であります。
３．髙橋篤史氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役大森彩香氏、監査役齋川貞夫氏、髙橋篤史氏及び藤原英理氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度中に辞任した取締役

氏　　名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
鈴木　　建	2026年４月30日	取締役経営管理部長

（2）取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	91,830千円 （3,000）	91,830千円 （3,000）	－ （－）	－ （－）	7名 （1）
監査役 （うち社外監査役）	13,050千円 （13,050）	13,050千円 （13,050）	－ （－）	－ （－）	3名 （3）
合　計	104,880千円	104,880千円	－	－	10名

（注）1．取締役報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額ならびに対象となる役員の員数には、2026年４月30日に退任した取締役１名を含んでおります。

2．取締役の報酬限度額は、2024年６月17日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち社外取締役１名）です。

3．監査役の報酬限度額は、2020年11月30日開催の第12回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち社外監査役３名）です。

② 取締役の報酬の内容に係る決定方針

取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針として、固定役員報酬テーブルの制定、取締役の個人別報酬の決定を代表取締役社長である青柳誠希氏に委任すること及び個人別報酬の決定に際し、任意の報酬委員会の審議を経ることを決議しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社の事業全体を把握し、全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職務について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定にあたっては、社外取締役が委員長を務め、社外取締役又は社外監査役が過半数である任意の報酬委員会がその妥当性等について確認しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が、固定役員報酬テーブルに基づき、任意の報酬委員会の審議を経て決定されていることから、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

（3）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（大森彩香氏）及び監査役全員（齋川貞夫氏、髙橋篤史氏、藤原英理氏）との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、

同法第425条第１項各号の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

（４）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不法行為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、全役員であります。保険料は全額当社が負担しております。

（５）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼務先	兼職の内容	関係
取締役	大森　彩香	大森法律事務所	所長	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		公益財団法人日本数学検定協会	監事	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		㈱スマサポ	社外監査役	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役	髙橋　篤史	有限責任パートナーズ綜合監査法人	最高経営責任者・パートナー	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		電気興業㈱	社外取締役	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		㈱あつまる	社外取締役	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
	藤原　英理	あおば社会保険労務士法人	代表社員	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		㈱松屋フーズホールディングス	社外取締役	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。
		㈱PEGASUS HOLDINGS	社外監査役	当社と兼務先の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主要な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	大森　彩香	当事業年度に開催された取締役会には24回中24回出席し、法律家としての高度な専門的知識・見識に基づき、適宜質問及び妥当性に関する確認や、業務遂行体制や安全面への助言等についても公平な見地で発言を行っております。
監査役	齋川　貞夫	当事業年度に開催された取締役会には24回中24回出席し、監査役会には18回中18回出席したほか、社内の主要な会議に出席し、上場企業の執行役員としての経験から、コーポレート・ガバナンス及び内部統制システム等に関する発言を行っております。
監査役	髙橋　篤史	当事業年度に開催された取締役会には24回中24回出席し、監査役会には18回中18回出席し、公認会計士としての高度な専門的知識・見識に基づき、適宜質問及び妥当性に関する確認や、財務経理に関する助言等についても公平な見地で発言を行っております。
監査役	藤原　英理	当事業年度に開催された取締役会には24回中24回出席し、監査役会には18回中18回出席し、社労士としての高度な専門的知識・見識に基づき、適宜質問及び妥当性に関する確認や、労務及び安全衛生に関する助言等についても公平な見地で発言を行っております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	21,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第１項の同意をした理由は、会計監査人の品質管理、独立性、監査役とのコミュニケーション、経営者との関係、不正リスクへの対応及び同会計監査人の経営体質の改善状況等の観点で審議した結果、報酬が妥当であると判断したためであります。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスを維持していくうえで、業務の適正を確保するために必要な体制の整備のため「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を定め、取締役会規程、コンプライアンス規程を始めとした社内規程を整備し、役職員に周知徹底しております。なお、当社では、新卒社員及び中途社員の全員に対して入社研修にて理念研修を実施しております。

また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、各部署における業務執行が法令及び定款に適合しているかの内部監査を実施しております。

監査役は、社内稟議書の確認や、取締役会及び重要な会議の出席により、会社の意思決定の過程及び結果が法令及び定款に適合しているかを監査しております。監査役、内部監査室及び会計監査人は、定期的に会合を行い、三様監査を実施しており、監査役監査及び内部監査室の効率的な内部監査を実施しております。

なお、役職員の不正若しくは法令違反、ハラスメントを発見した場合等については、通常の伝達系統とは別に内部通報窓口及びハラスメント相談窓口を設置し、体制を整備しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会の議事録、取締役会の議事録、及びその他の重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、総務課を文書管理統括部門として体制化させ、法令及び「文書管理規程」「情報システム業務管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険管理に関する体制

当社では「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスに関する問題等を含む様々なリスクに関する予防、対応を行っております。また、毎月開催されるリスク・コンプライアンス委員会にて、各部門の担当者を招集し想定しうるリスクの情報を共有しております。なお、不測の事態等により重大な損失の危険が発生した場合においては、代表取締役社長を対策本部長とした対策本部を設置し緊急事態対応体制を取ることとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月１回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行っております。また、取締役の職務執行については、「組織規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、職務執行の効率化を図っております。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の業務補助のため内部監査室より監査役スタッフを配置しております。なお、配置される従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の人事考課、人事異動等については監査役の同意を得たうえで決定することとしております。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要事項の報告を受けることとしております。また、定期的に重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて取締役会又は使用人からその説明を求めております。

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び不正行為、又は会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実を確認した時は、遅滞なく監査役に報告するものとしております。また、監査役に報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止しております。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。また、内部監査室、会計監査人との三様監査によって定期的に会合をもち、監査の過程で発見された問題点について意見交換を行うこととしております。

監査役が、その職務の執行（監査役の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当該職務の執行に必要でないと認められるときを除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

⑧ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく法的対応を含め毅然と対応することを基本方針とし、当社の取締役及び使用人に対してその徹底を図っております。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、取締役６名（うち１名は社外取締役）及び監査役３名（うち３名は社外監査役）で構成されており、当社の意思決定機関として法定事項を決議すると共に、業務執行上の重要な事項を決定又は承認し、取締役の職務の執行を監督しております。また、原則として毎月１回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要な事項について検討しており、当事業年度は24回開催いたしました。その具体的な検討内容は、会社の決算に関する事項、経営方針、出退店計画、重要な規程に関する事項、その他取締役会で必要と認めた事項となります。

② リスク管理体制について

当社では、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」を定め、事業運営上想定される様々なリスクの予知及び予防を行っております。

また、当社では、取締役総務部長を議長とし各部門の取締役及び監査役を中心に構成する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し原則として毎月１回開催し、各部門のリスク評価及び遵守状況に関する情報共有を行っております。なお、必要に応じて随時顧問弁護士、税理士、社労士、会計監査人等から助言及び指導を受けております。

③ 内部監査の実施について

当社における内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、代表取締役社長の任命を受けた責任者１名、担当者１名が「内部監査規程」に基づき、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確認し、誤謬、脱漏、不正等の防止に役立て、経営の合理化及び能率の促進に寄与することを目的としております。なお、内部監査室長は人事部を兼務しておりますが、人事部に対する内部監査については室長は関与せず、内部監査室担当者が主体となって監査を実施することで、自己監査とならないよう適切に役割分担を行っております。

さらに、内部監査の状況については、月１回開催される監査役会にて報告され、必要に応じて取締役会にて共有がなされております。また、定期的に開催される三様監査会議にて会計監査人へも報告がなされており、適宜意見交換を行い情報の収集に努めるなど、相互に連携を図っております。

④ 監査役の職務の執行について

当社の監査役会は、監査役３名（うち常勤社外監査役１名、非常勤社外監査役２名）で構成されており、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務遂行を監査することを責務としております。また、監査に関する重要な事項についての情報共有や協議、又は決議を行っております。監査役会は、原則として毎月１回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しており、当事業年度に18回開催いたしました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び店舗において業務及び財産の状況の監査を実施しております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な課題の一つと認識しております。これまで、事業規模の拡大、事業展開のための人材の採用及び育成並びに財務体質の強化を優先し、内部留保の充実を図ってまいりました。

しかしながら、近年の事業の進展、収益基盤の強化及び財務状況等を総合的に勘案した結果、今後も成長投資を継続しながら株主還元を実施することが可能な段階に至ったと判断したことから、配当方針を変更し、当期より配当を実施する方針といたしました。

この基本方針のもと、直近の業績及び財務状況が堅調に推移していることなどを勘案した結果、当社初となる期末配当は１株当たり31円といたしました。また、剰余金の配当等については、法令及び定款の定めに基づき、取締役会の決議により決定しております。

＝＝＝

貸　借　対　照　表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,286,055	流動負債	1,474,028
現金及び預金	1,758,828	買掛金	302,883
売掛金	234,459	１年内償還予定の社債	20,000
原材料及び貯蔵品	30,504	１年内返済予定の長期借入金	471,300
前渡金	6,581	未払金	84,701
前払費用	105,741	未払費用	239,264
その他	151,454	契約負債	2,085
貸倒引当金	△1,513	未払法人税等	126,583
固定資産	2,931,629	リース債務	889
有形固定資産	1,851,925	賞与引当金	67,284
建物	2,246,804	その他	159,035
構築物	384	固定負債	1,390,415
機械及び装置	7,564	社債	70,000
工具、器具及び備品	357,499	長期借入金	991,170
リース資産	8,181	リース債務	963
減価償却累計額	△783,086	資産除去債務	267,306
建設仮勘定	14,578	その他	60,975
無形固定資産	291,996		
契約関連無形資産	54,545	負債合計	2,864,444
のれん	237,451	純資産の部	
投資その他の資産	787,708	株主資本	2,354,592
破産更生債権等	100	資本金	13,611
長期前払費用	79,572	資本剰余金	918,321
繰延税金資産	114,290	資本準備金	460,966
敷金及び保証金	563,144	その他資本剰余金	457,355
その他	30,701	利益剰余金	1,422,658
貸倒引当金	△100	その他利益剰余金	1,422,658
繰延資産	1,351	繰越利益剰余金	1,422,658
社債発行費	1,351	純資産合計	2,354,592
資産合計	5,219,036	負債・純資産合計	5,219,036

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

自 2025年9月1日　至 2026年8月31日

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		9,353,852
売上原価		3,060,133
売上総利益		6,293,718
販売費及び一般管理費		5,675,676
営業利益		618,042
営業外収益		
受取利息	4,416	
受取手数料	1,133	
助成金収入	1,600	
その他	668	7,818
営業外費用		
支払利息	27,191	
社債発行費償却	719	
その他	2,051	29,961
経常利益		595,898
特別利益		
固定資産売却益	7,444	
資産除去債務戻入益	2,072	
受取保険金	6,974	16,490
特別損失		
損害賠償金	10,866	
固定資産除却損	3,471	14,337
税引前当期純利益		598,051
法人税、住民税及び事業税	212,565	
法人税等調整額	△4,530	208,035
当期純利益		390,016

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2025年9月1日　至 2026年8月31日

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	11,530	458,885	457,355	916,240	1,032,642	1,032,642	1,960,414	1,960,414
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	2,080	2,080	－	2,080	－	－	4,161	4,161
当期純利益	－	－	－	－	390,016	390,016	390,016	390,016
当期変動額合計	2,080	2,080	－	2,080	390,016	390,016	394,178	394,178
当期末残高	13,611	460,966	457,355	918,321	1,422,658	1,422,658	2,354,592	2,354,592

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～22年
構築物	10年
機械及び装置	８年
工具、器具及び備品	２年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

契約関連無形資産	11年

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたる定額法により償却しております。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社は、ラーメン事業及びレストラン事業を営んでおり、各事業において直営店部門並びにプロデュース部門及びライセンス部門を有しています。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）直営店部門に係る収益認識

直営店部門においては、顧客に対して飲食サービスを提供しております。飲食サービスは顧客に飲食サービスの提供が完了した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

（2）プロデュース部門及びライセンス部門に係る収益認識

当社は、プロデュース店及びライセンス店に対して食材の販売を行っております。食材の販売については、プロデュース店及びライセンス店に食材を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、当社はプロデュース店及びライセンス店からロイヤリティ収入を得ております。ロイヤリティ収入については、顧客に対して経営に関する指導、ノウハウや情報の提供等を行うことにより履行義務が充足されることから、毎月の提供時点において収益を認識しております。

6．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

会計上の見積りに関する注記

（店舗固定資産の評価）

1．当事業年度の計算書類に計上した金額

店舗固定資産	1,910,192千円
減損損失	－千円

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額の算定方法

店舗固定資産

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候については、本社費配賦後の営業損益が継続してマイナス、又は、継続的なマイナス見込みである場合等に減損の兆候があると判断し、減損の兆候がある店舗については帳簿価額と翌事業年度以降の事業計画に基づいて算定した割引前将来キャッシュ・フローを比較し、減損損失を認識する必要がある店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。なお、新規に開店した店舗については、減損の兆候判定に係る一定の猶予期間を設けており、当該期間において営業損益がマイナスとなった場合においても、経営環境の著しい悪化や当初の計画から著しく下方に乖離が認められない場合には、減損の兆候には該当しないものとしております。

また、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合には使用価値をゼロとして評価しております。当事業年度において、レストラン事業６店舗及びラーメン事業５店舗につき継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが店舗固定資産の帳簿価額を超えると判断し、減損損失は計上しておりません。

（2）当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗固定資産の減損損失の認識の判定で必要となる将来キャッシュ・フローは、過年度の実績と市場環境を勘案した業績予測を基礎としたラーメン事業及びレストラン事業の両事業における事業計画に基づき算定しております。当該事業計画における主要な仮定は、（客数及び客単価にて構成される）既存店売上高であります。

（3）翌事業年度の計算書類における影響

固定資産の評価は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りにより決定しております

が、上記の仮定は市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、不確実性が伴っております。また、当該仮定を見直す必要が生じた場合は、翌事業年度の計算書類において、店舗固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の物価の高騰や新たな情報の入手等に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額82,891千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ10,118千円減少しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,517,900	7,340	－	2,525,240

（変動事由の概要）

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権の行使　　7,340株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年10月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	78,282	31.0	2026年8月31日	2026年11月16日

4．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	普通株式	71,900	－	10,440	61,460	－

（注）目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	23,838千円
未払事業税	13,564千円
資産除去債務	94,706千円
減損損失	33,645千円
資産調整勘定	26,531千円
その他	6,053千円
繰延税金資産合計	198,341千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△61,890千円
契約関連無形資産	△19,325千円
その他	△2,834千円
繰延税金負債合計	△84,050千円
繰延税金資産純額	114,290千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、厨房設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗の新規出店に必要な資金を、主に金融機関からの銀行借入や社債発行により調達しており、資金運用に関しては一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に店舗物件の賃貸に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、定期的に取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金、未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は、主に店舗に関する設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、資金調達時において金利の変動動向の確認や他の金融機関との金利比較等を行っております。営業債務や借入金等は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、毎月資金繰り計画を作成し、随時更新することにより当該リスクを管理しております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	563,144	432,984	△130,159
資産計	563,144	432,984	△130,159
(2) 社債（※2）	90,000	89,999	0
(3) 長期借入金（※2）	1,462,470	1,463,045	575
(4) リース債務（※2）	1,853	1,818	△34
負債計	1,554,323	1,554,864	540

（※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（※2）社債、長期借入金及びリース債務には、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び流動負債のリース債務を含んでおります。

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	432,984	－	432,984
資産計	－	432,984	－	432,984
社債	－	89,999	－	89,999
長期借入金	－	1,463,045	－	1,463,045
リース債務	－	1,818	－	1,818
負債計	－	1,554,864	－	1,554,864

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した賃貸借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

社債、長期借入金及びリース債務

社債、長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	ラーメン事業	レストラン事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	5,087,448	4,266,404	9,353,852	－	9,353,852
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	5,087,448	4,266,404	9,353,852	－	9,353,852

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記　5．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報

（1）契約負債の残高

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債（期首残高）	4,553
契約負債（期末残高）	2,085

契約負債は、前受金に関連するものであり、契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	青柳　誠希	―	―	当社代表取締役	(被所有)直接18.2%間接39.6%	当社借入の債務被保証	当社借入の債務被保証(注1)	28,796	―	―
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	アイ・プロスパ㈱(注2)	東京都新宿区大久保2丁目30番2号	10,000	不動産賃貸業	なし	賃貸借関係	店舗物件の賃貸借契約に係る敷金、礼金及び賃貸借料の支払(注3)	27,784	敷金及び保証金	20,660
									長期前払費用	2,791
									前払費用	2,134

(注) 1．当社の金融機関からの借入金について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。
2．アイ・プロスパ株式会社は、取締役石井丈章氏及びその近親者が議決権の100%を直接保有しております。
3．不動産の敷金、礼金及び賃貸借料については、市場価格を参考にして決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　　932円42銭
1株当たり当期純利益　　154円66銭

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

株式会社ＩＮＧＳ
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	**岩崎　亮一**
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	**伊藤　健一**

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社INGSの2025年9月1日から2026年8月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月26日

株式会社ＩＮＧＳ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　齋川　貞夫　㊞

社外監査役　髙橋　篤史　㊞

社外監査役　藤原　英理　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
住友不動産新宿南口ビル
ベルサール新宿南口４階 Room１＋２



（ご注意）駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

交通　ＪＲ線・都営大江戸線・小田急線・京王線・京王新線「新宿駅」新南口より徒歩４分
丸ノ内線・副都心線・都営新宿線「新宿三丁目駅」Ｅ８出口より徒歩２分